

令和 6 年 4 月 2 日

参考例

【お願い】

- ・提出部数(正・副・控 各1部)
- ・申請書は袋とじにせず、クリップ等でご提出願います。
- ・片面印刷でお願いいたします。

住 所 名古屋市中区三の丸2-2-1

氏名または名称 中部運輸局

代表者氏名 中部 太郎

担当者名 国土 太郎

連絡先(電話) 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

連絡先(メール) 〇〇〇〇@mlit.go.jp

中部 運輸局長 殿

海上運送法等の一部を改正する法律附則第3条第5項の規定に基づく 認可申請書

海上運送法等の一部を改正する法律(令和5年法律第24号)附則第3条第5項の規定に基づき、〇〇〇航路(東海不第〇〇〇号)における小型船舶旅客不定期航路事業の認可を受けたいので、関係書類を添えて申請いたします。

記

1. 住所及び氏名又は名称並びに法人にあつては、その代表者の氏名

住 所 名古屋市中区三の丸2-2-1

氏名又は名称 中部運輸局

代表者氏名 中部 太郎

2. 役員の氏名(法人である場合に限る。)

代表取締役 中部 太郎

取締役 国土 太郎

取締役

取締役

取締役

3. 事業の用に供する船舶の名称、総トン数及び船舶番号又はこれに代わる番号

別紙のとおり

4. 事業計画

別紙のとおり

## 添付書類一覧

### ●認可申請書

添付書類	チェック欄
・ 認可申請書(表紙)	
・ 別紙 使用船舶表	
・ 別紙 事業計画(第1号様式、航路図を含む。)	
・ 船舶検査証書(写し)、第一号様式(使用船舶明細書)	
・ 船客傷害賠償責任保険証券(写し) <span style="border: 1px solid orange; border-radius: 10px; padding: 2px;">○ 書類が揃いましたら、最後にチェックをお願いします。</span>	
・ 法第5条各号に抵触しない旨の誓約書(法人・個人)	
・ 資金計画に関する書類(法人の場合に限る。最近1年間の損益計算書及び貸借対照表)	

### ●安全人材確保計画

添付書類	チェック欄
・ 計画期間	
・ (別紙1)安全人材の確保の目標	
・ (別紙2)安全人材の養成その他の安全人材を確保するための取組に関する事項	
・ (別紙3)輸送の安全を確保するための従業者の確保の目標	
・ (別紙4)輸送の安全を確保するための従業者に対する教育訓練の実施に関する事項	
以下、更新申請時に限る。	
・ (別紙5)安全人材の確保の目標の達成状況	/
・ (別紙6)安全人材の養成その他の安全人材を確保するための取組状況	/
・ (別紙7)輸送の安全を確保するための従業者の確保の目標の達成状況	/
・ (別紙8)輸送の安全を確保するための従業者に対する教育訓練の実施状況	/

事業の用に供する船舶の名称、総トン数及び船舶番号又はこれに代わる番号

船名	国土交通	中部運輸		
総トン数	19トン	17トン		
船舶番号又はこれに代わる番号	第234-1●●●号	第234-12〇〇号		

## 事業計画

1. 航路の起点、寄港地、終点及びそれらの相互間の距離

別添(航路図)のとおり

2. 使用旅客船の明細(第1号様式による。)

別添「使用船舶明細書(第1号様式)」のとおり

3. 当該事業に使用する係留施設、水域施設、陸上施設その他の輸送施設の概要

①係留施設

変更なし。

(変更がある場合は、事業計画変更の手続きが別途必要になります。)

②水域施設(泊地等)

変更なし。

(変更がある場合は、事業計画変更の手続きが別途必要になります。)

③陸上施設

変更なし。

(変更がある場合は、事業計画変更の手続きが別途必要になります。)

4. 運航の時季又は時間

変更なし。(変更がある場合は、船舶運航計画の変更手続きが別途必要になります。)

5. 運航開始予定日

更新許可(認可)日と同じ。

6. 乗合旅客の運送をするものにあつては、その旨

変更なし。(遊覧、通船以外で乗合行為は行えません。)

使 用 船 舶 明 細 書

船 名	国土交通	中部運輸		
船 舶 の 種 類	純旅船	高速艇		
船 質	プラスチック船	軽合金船		
進 水 年 月 日	○年○月	○年○月		
船 舶 所 有 者	中部運輸局	中部運輸局		
総 ト ン 数	19トン	17トン		
貨 物 積 載 容 積	-	-		
自動車航走に係る自動車積載面積	-	-		
旅 客 定 員	30人	20人		
主 機 の 種 類	ディーゼル	ディーゼル		
連 続 最 大 出 力	529ps	572ps		
航 海 速 力	20ノット	25ノット		

- (注) 1 予備船の船名は、括弧書きすること。
- 2 自動車航送に係る自動車積載面積の欄には、自動車登録規則(昭和四十五年運輸省令第七号)別表第二にいう自動車登録番号中の自動車の種別及び用途による分類番号が、3、30から39まで、300から399まで、30Aから39Zまで、3A0から3Z9まで、3AAから3ZZまで、4、40から49まで、400から499まで、40Aから49Zまで、4A0から4Z9まで、4AAから4ZZまで、5、50から59まで、500から599まで、50Aから59Zまで、5A0から5Z9まで、5AAから5ZZまで、6、60から69まで、600から699まで、60Aから69Zまで、6A0から6Z9まで、6AAから6ZZまで、7、70から79まで、700から799まで、70Aから79Zまで、7A0から7Z9まで及び7AAから7ZZまでの自動車の航送のみに係る自動車積載面積を括弧書きで再掲すること。

中部 運輸局長 殿

## 誓 約 書

- ・ 海上運送法第五条(欠格事由)各号の規定に該当しません。

【該当する項目にチェックを入れてください。】

旅客船事業を営んでいる親会社等、子会社等、グループ内別会社等は以下のとおり。

・ 親 会 社 等 : \_\_\_\_\_

・ 子 会 社 等 : \_\_\_\_\_

・ グループ内別会社等 : \_\_\_\_\_

旅客船事業を営んでいる親会社等、子会社等、グループ内別会社等はありません。

### 〈上記文言の補足〉

#### 旅客船事業

一般旅客定期航路事業、特定旅客定期航路事業又は旅客不定期航路事業のことをさす

#### 親会社等

- 一 申請者(株式会社である場合)の議決権の過半数を所有している者
- 二 申請者(持分会社である場合)の資本金の二分の一を超える額を出資している者
- 三 申請者の事業の方針の決定に関して、前二号に掲げる者と同等以上の支配力を有すると認められる者

#### 子会社等

- 一 申請者とその議決権の過半数を所有している株式会社
- 二 申請者とその資本金の二分の一を超える額を出資している持分会社
- 三 事業の方針の決定に関して、申請者の支配力が前二号に掲げる者と同等以上と認める者

#### グループ内別会社等

- 一 親会社等とその議決権の過半数を所有している株式会社
- 二 親会社等とその資本金の二分の一を超える額を出資している持分会社
- 三 事業の方針の決定に関して、親会社等の支配力が前二号に掲げる者と同等以上と認められる者

上記、相違ないことを誓約致します。

○ 日付は誓約書を作成した日を記載して下さい。

年 月 日

法人名・法人住所で作成して下さい。

住 所 : \_\_\_\_\_

名 称 : \_\_\_\_\_

代 表 者 氏 名 : \_\_\_\_\_

中部 運輸局長 殿

誓 約 書

- ・ 海上運送法第五条(欠格事由)各号の規定に該当しません。

【該当する項目にチェックを入れてください。】

- 旅客船事業を営んでいる他の会社の役員として、現在就任中もしくは過去5年以内に就任していました。

・ 会 社 名 : \_\_\_\_\_

・ 事 業 の 種 別 : \_\_\_\_\_

- 現在及び過去5年以内に、旅客船事業を営んでいた他の会社の役員として就任していません。

〈上記文言の補足〉

旅客船事業

一般旅客定期航路事業、特定旅客定期航路事業又は旅客不定期航路事業のことをさす

上記、相違ないことを誓約致します。

- 日付は誓約書を作成した日を記載して下さい。

年 月 日

住 所 : \_\_\_\_\_

氏 名 : \_\_\_\_\_

法人の場合・・・代表者を含む、役員全員の誓約書を作成。  
個人の場合・・・個人名、個人住所で誓約書を作成。

令和 6 年 4 月 2 日

住 所 名古屋市中区三の丸2-2-1

氏名または名称 中部運輸局

代表者氏名 中部 太郎

## 小型船舶旅客不定期航路事業 安全人材確保計画

1. 計画期間
- 「許可を受けようとする日」は、認可申請日の2ヶ月後の日付を記載
- 令和 6 年 4 月 1 日 ~ 令和 12 年 3 月 31 日  
(当該許可を受けようとする日を含む事業者の事業年度の開始日) (当該許可の有効期間満了日を含む事業者の事業年度の終了日)
- ①及び②を含んだ各事業者の事業年度開始日～事業年度の終了日を記載。
- 許可を受けようとする日：  
令和 6 年 6 月 1 日 ①
- 当該許可の有効期間満了日：  
令和 11 年 5 月 31 日 ②
- 申請日現在の許可の有効期間満了日の5年後の日付を記載。
2. 安全人材の確保の目標  
別紙1のとおり
3. 安全人材の養成その他の安全人材を確保するための取組に関する事項  
別紙2のとおり
4. 輸送の安全を確保するための従業者の確保の目標  
別紙3のとおり
5. 輸送の安全を確保するための従業者に対する教育訓練の実施に関する事項  
別紙4のとおり
6. 安全人材の確保の目標の達成状況(許可更新時のみ)  
別紙5のとおり
7. 安全人材の養成その他の安全人材を確保するための取組状況(許可更新時のみ)  
別紙6のとおり
8. 輸送の安全を確保するための従業者の確保の目標の達成状況(許可更新時のみ)  
別紙7のとおり
9. 輸送の安全を確保するための従業者に対する教育訓練の実施状況(許可更新時のみ)  
別紙8のとおり

## 2. 安全人材(※1)の確保の目標

○ 年度の設定は各事業者で定めている事業年度を記載。

	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目
	(令和 6 年度)	(令和 7 年度)	(令和 8 年度)	(令和 9 年度)	(令和 10 年度)	(令和 11 年度)
安全統括管理者 資格者証保有者 (※2)	2 人	2 人	2 人	2 人	2 人	2 人
運航管理者 資格者証保有者 (※3)	2 人	2 人	3 人	3 人	3 人	3 人

※1 安全人材 : 安全統括管理者資格者証保有者及び運航管理者資格者証保有者

※2 海上運送法第32条の3第1項第1号の総合安全統括管理者資格者証、または同項第3号の小型船舶安全統括管理者資格者証の交付を受けている者

※3 海上運送法第32条の7第1項第1号の総合運航管理者資格者証、または同項第3号の小型船舶運航管理者資格者証の交付を受けている者

## ◎ 申請日現在の安全人材の氏名

安全統括管理者資格者証保有者	運航管理者資格者証保有者
中部 ①	中部 ①
中部 ②	国土 ②

## 3. 安全人材の養成その他の安全人材を確保するための取組に関する事項

取組計画の内容	
1 (令和 6 年度)	<p>○ ・各事業年度で実施する予定の事業計画や安全投資の計画を記載して下さい。</p> <p>・取組計画の内容は、次回更新許可申請時の(別紙5)において、達成状況を評価して頂きますので、実施可能な範囲を記載して下さい。</p>
2年目 (令和 7 年度)	<p>次年度に航路を新設、使用船舶を1隻追加する予定があるので、新たに運航管理資格者証を取得させる。もしくは、外部から招聘する。</p>
3年目 (令和 8 年度)	<p>安全統括管理者資格者証保有者2名、運航管理資格者証保有者3名の体制を維持する。</p>
4年目 (令和 9 年度)	<p>次年に定年退職する者が1名いるため、本年度中に1名、安全統括管理者資格者証及び運行管理資格者証保有者を採用、もしくは、外部から招聘する。</p>
5年目 (令和 10 年度)	<p>両資格者証保有者の定年退職。 両資格者証保有者を新たに採用。 安全統括管理者資格者証保有者2名、運航管理資格者証保有者3名の体制となる。</p>
6年目 (令和 11 年度)	<p>前年度の、安全統括管理者資格者証保有者2名、運航管理資格者証保有者3名の体制を維持する。</p>



## 5. 輸送の安全を確保するための従業者に対する教育訓練の実施に関する事項

教育訓練の実施内容	
1年目  (令和 6 年度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(新しい乗組員に対して適宜実施)特定教育訓練の実施。</li> <li>・船員法に基づく操練は別紙「操練計画表」の通り実施。</li> <li>・(船長に就任する乗組員に対して適宜実施)避難港を活用するための教育訓練の実施。 など</li> </ul>
(令和 年度)	<p>各年度ごとで行う、従業者への教育訓練を記載して下さい。 実施内容は、次回更新許可申請時の(別紙8)において、達成状況を評価していただきますので、実施可能な範囲を記載して下さい。</p> <p><b>【船長、乗組員(船長以外)、運航管理員、陸上作業員】</b>      &gt; 関係法令、安全管理規定を遵守させるための教育訓練(入社後、適宜実施する。)</p> <p><b>【船長】</b>      &gt; 避難港を活用する航路に従事する船長に対する教育訓練(当該航路に従事する前)</p> <p><b>【船長、乗務員(船長以外)】</b>      &gt; 船員法第14条の3第2項に基づく操練(船員法適用船に限る。)          △ 防火操練(毎月〇回)          △ 防水操練(毎月〇回)          △ 救命艇等操練(1年に〇回)          △ 損傷制御訓練(〇月に〇回) など。</p> <p>&gt; 船員法第118条の2に規定する教育訓練(船員法適用船に限る。)(乗り組む前。5年に1回)          △ 旅客の招集及び誘導、救命胴衣の着用支援その他の非常時における旅客の安全の確保に関する事項</p> <p>&gt; 船員法第118条の4及び同法第118条の5に規定する特定教育訓練(該当職務に従事する前等)          △ 船舶が航行する海域(水域)の特性に関する事項</p>